

看護学校総合保険のご案内

基本契約:看護学校学生傷害保険

<普通傷害保険(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約、天災危険補償特約セット)>

オプション①:看護実習賠償責任保険

<賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+看護実習に関する特約(施設用)>

オプション②:施設賠償責任保険

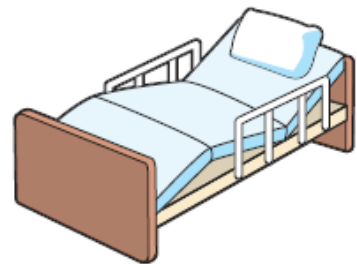
<賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+共通支払限度額特約>

看護学校経営にとって、学校の行事等で学生に万が一のことがあったらという心配はつきないものと思います。

日本病院共済会では、「学校管理下」（正規の授業活動中、学生の通学中の事故、研修中の事故、修学旅行中の事故など）での傷害について補償する「看護学校学生傷害保険」をご案内しています。

また、オプション①として「授業中」「実習中」の賠償事故、オプション②として看護学校の施設の管理に起因する賠償事故や業務中の賠償事故についても拡大して補償するプランも用意しています。

このような事故に備えるためにもぜひこの看護学校総合保険をご検討いただきますようお願い申し上げます。



【取扱代理店】

株式会社 日本病院共済会

〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル1F

TEL:03-3264-9888 FAX:03-3222-0016

この保険の概要

この保険は看護学校在籍の看護学生および准看護学生全員を対象としています。

1. 【基本契約】学校管理下(※1)中の傷害保険(※2)
2. 【オプション①】看護学生の実習中において他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者(看護学校や看護学生)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険(※3)
3. 【オプション②】看護学校の業務の遂行に起因する事故や所有、使用、管理する看護学校(施設)に起因して他人の身体の障害や財物の損壊について被保険者(看護学校)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険(※4)

《ご注意》

基本契約のみの契約は可能ですが、賠償事故(オプション①、オプション②)を対象とする保険のみのご契約はお引受できません。

※1. 「学校管理下」とは次に掲げる場合をいいます。

- ①学校の授業中(正規の教育活動のほか、指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または学校の図書館、資料室において研究活動を行っている間を含みます。)および休憩時間中
- ②在校中(その在校について、学校長または学院長が一般的に承認している場合に限ります。)
- ③学校の主催する行事参加中
- ④登下校中(授業、教育活動行事、学校行事または課外活動のため、住居と学校施設とを、合理的な経路および方法により往復している間)

※2. 普通傷害保険(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約、天災危険補償特約セット)
この保険における被保険者は在籍の看護学生および准看護学生全員となります。

※3. 看護実習賠償責任保険(この保険における被保険者は看護学校および看護学生となります。)

※4. 施設所有(管理)者賠償責任保険(この保険における被保険者は看護学校となります。)

保険金をお支払いする主な事故

基本契約:看護学校学生傷害保険

- ◎登校・下校途中の事故 ◎学校での授業中(運動中)の事故 ◎病院での実習中の針刺し事故
◎学校・病院外における実習中の事故 ◎研修旅行中の事故 ◎学校管理下中の地震によるケガ
※事故が発生した場合には、事故にあわれた方の「在学証明書」と学校長名による「学校管理下」中の事故である旨の証明書をご提出いただきます。

オプション①:看護実習賠償責任保険

1. 看護学校生が実習先の医療機関で他人(患者等)の身体に障害を与えたり、財物を損壊させたりすることにより、学校や学生が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。
 - ベッドで点滴中の患者さんの横を歩行中、誤って管に触れて外してしまい患者さんにケガをさせてしまった。
 - 運んでいた注射針が、見舞客に刺さってしまい肝炎に感染させてしまった。
 - 入浴介護中、手を滑らせて患者さんを浴室の床に落としてケガをさせてしまった。
 - 病院での実習中、誤って病室にあった患者さんの物を壊してしまった。
2. 学生が、授業や実習の一環として病院や実習先の器具・器材・薬品・什器や備品などを使用中に損壊させたことにより学校や学生が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。(実習器具賠償)
 - 実習中にうっかり、薬ピンを落として割ってしまった。この薬ピンおよび中身の薬品の再購入費用
 - 医療器具取扱の実習中、指導と異なる操作をして、この器具を破損させてしまった。この医療器具の修理費用

オプション②:施設賠償責任保険

以下のような事故が原因で損害賠償金を請求された場合に保険金をお支払いします。

1. 看護学校の所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故
 - 看護学校の床がぬれていたため、学生がすべって転びケガをした。
 - 看護学校の調理場より爆発事故が発生し、近所の家屋も破損させた。
2. 看護学校の業務の遂行に起因する偶然な事故
 - 看護学校の教授が誤って患者さんの物を破損させてしまった。
 - 看護学校の教授が授業中に誤って薬ピンを落として学生の洋服を汚してしまった。

《ご注意》(オプション①および②)

この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

この保険でお支払いする保険金額(支払限度額)と保険料

基本契約(看護学校学生傷害保険)

契約型		A型	B型	C型
補償内容	死亡・後遺障害保険金額	151.5万円	303万円	682.6万円
	入院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円
	手術保険金	入院中の手術…入院保険金日額の10倍 上記以外の手術…入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	500円	1,000円	2,000円
保険料1名あたり(年間)		1,500円	3,000円	6,000円

《保険金額等》

※入院保険金(日額)…1日目から1事故最高180日まで補償(支払対象期間180日)

※通院保険金(日額)…1日目から1事故最高90日まで補償(支払対象期間180日)

オプション①(看護実習賠償責任保険)

支払限度額	対人賠償	1名につき：1億円 1事故につき：3億円
	対物賠償	1事故につき：3億円 ※実習器具の損壊については、1事故および保険期間中10万円
免責金額		なし ※実習器具の損壊については1事故につき5,000円
保険料1名あたり(年間)		750円

※オプション①のみに加入の場合は、最低保険料5,000円となります。

(750円×人数 < 5,000円の場合、保険料は5,000円となります。)

オプション②(施設賠償責任保険)

支払限度額	対人賠償・ 対物賠償共通	1名・1事故につき：3億円
免責金額		なし
保険料1名あたり(年間)		70円

※オプション②のみに加入の場合は、最低保険料5,000円となります。

(例：看護学生が40名の場合：70円×40円=2,800円ですが最低保険料の5,000円となります。)

《ご注意(最低保険料について)》

オプション①とオプション②の両方に加入の場合で合算後の保険料が5,000円以上になる場合は、最低保険料は適用されません。

(例：看護学生が40名の場合：オプション①750円×40円=30,000円 ②70円×40円=2,800円 オプション合計保険料32,800円となります。)

オプション①とオプション②の合算後の保険料が5,000円未満の場合に適用となります。

この保険でお支払いする保険金のご説明 保険金をお支払いできない主な場合

「重要事項のご説明」でご確認ください。

ご加入について

①ご加入方法

基本契約「契約型」を決めていただき、賠償責任保険（オプション①および②）を選択ください。

※下記いずれかからお選びください。

- 基本契約のみ
- 基本契約+オプション①
- 基本契約+オプション①+オプション②

②申込書について

添付の申込書（傷害保険申込書・賠償責任保険申込書）に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店にご提出ください。

③保険料のお支払いについて

下記口座にお振込みください。

三菱UFJ銀行 麹町支店 普通口座N○10054 名義（株）日本病院共済会

④保険期間について

保険期間は1年間となります。

学校長名にて看護学校学生全員を一括してご契約していただきます。学生の名簿は必ず備え付けてください。学生の一部を除いて加入することはできません。

「保険料確定特約」をセットしている契約であるため、保険期間中の人数の通知や保険期間終了後の保険料の精算は不要です。ご契約時に、把握可能な直近1年間の平均被保険者数(学生数)を基に算出した保険料を払い込みいただき、この平均被保険者数(学生数)を所定の用紙によりご報告いただけます。(平均被保険者数(学生数)とは、過去1か年の毎月の在籍人数の合計数を12で除したものとなります。)(注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

※保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

※保険期間終了時に、保険料算出の平均被保険者数(学生数)が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

※保険料算出の平均被保険者数(学生数)に誤りがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。

※保険期間中の保険料算出の平均被保険者数(学生数)が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。

※ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・(特別約款)・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

※ご契約を解約された場合、この特約をセットしなかった場合に比べて返還保険料が少ない場合があります。

※「平均被保険者数(学生数)に係る根拠資料」の内容については、個別に確認させていただく場合があります。

事故が発生した場合の手続きについて

事故が発生した場合、遅滞なくご契約の取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険(株)までご連絡ください。基本契約で傷害事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内にご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【受付時間：24時間365日】

0120-985-024（無料）（あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター）

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

事故のご連絡内容は、①病院名 ②事故発生の日時・場所
③事故の原因 ④被害者 ⑤賠償請求を受けたときはその内容と金額

ご注意

このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「学校契約団体傷害保険のご案内」「施設所有（管理）者賠償責任保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、「普通保険約款・(特別約款)・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。なお、保険料払い込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますのでお確かめください。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。

お問合わせ先

【取扱代理店】

株式会社 日本病院共済会

〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル1F

TEL：03-3264-9888 FAX：03-3222-0016

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第一課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19

TEL：03-6734-9608 FAX：03-6734-9609